

玉生みい奨学基金運用規則

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第 196号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）歯学部において、優秀な歯科医師養成のために贈られた玉生みい奨学基金117,030,000円を銀行等に預託することによって生ずる利子を資金とし、その運用について、定めるものである。

（運用対象）

第2条 前条の資金の運用対象は、奨学寄附金委任経理事務取扱規則（昭和39年文部省令第14号）第2条第1項第1号から第4号までの範囲とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学大学院医歯学総合研究科（歯学系）に在学する学生、本学歯学部 に在学する学生及び大学院研究生に給付する奨学金
- (2) 本学歯学部 に在職する若手歯科医師等の育成のための研究助成
- (3) 本学歯学部 における教育のための特別講演に必要な諸費用
- (4) 本学歯学部 における教育研究資料及び機器等の充実を図るための購入費
- (5) 本学歯学部 における国際交流に必要な諸費用
- (6) その他、本学歯学部 における歯科医師育成に必要な諸費用

（運営）

第3条 資金の運用は、歯学部企画調整委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（運用残額）

第4条 資金に運用残額が生じた場合は、委員会の決定に基づき、その残額を基金に繰り入れることができるものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、玉生みい奨学基金の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月24日規則第24号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月3日規則第195号）

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。